

(様式1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市過疎地域持続的発展計画（案）
意見募集の趣旨	<p>令和3年4月1日に施行されました「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において過疎地域の指定要件の見直しが行われ、桐生地区と黒保根地区が過疎地域に指定されました。このため、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とした「桐生市過疎地域持続的発展計画」を策定し、両地域の持続的発展に向けて、様々な施策を展開してきました。この計画については、今年度を持って終了となることから、令和8年度から令和12年度までの5か年を計画期間とする新たな「桐生市過疎地域持続的発展計画」の策定作業を進めてきました。</p> <p>このたび、計画の行政案がまとまりましたので、より広く市民等の皆様の意見を反映した計画とするため、「桐生市過疎地域持続的発展計画（案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたします。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none">1 市内に住所を有する個人2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体3 市内の事務所又は事業所に勤務する人4 市内の学校に在学する人5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和7年9月1日（月）から令和7年10月1日（水）まで
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 直接提出：桐生市役所3階企画課へ提出してください (土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)。(2) 郵送：〒376-8501 桐生市織姫町1番1号 桐生市共創企画部企画課宛てに送付してください。(3) ファクシミリ：0277-43-1001へ送信してください。(4) 電子メール：kikaku@city.kiryu.lg.jpへ送信してください。 <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>
参考資料	特になし
担当	共創企画部 企画課 企画戦略担当 電話 0277-32-3809（直通）
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の

	<p>個人情報公表しません。</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報の扱いについては、桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。
--	---